

《記入例3》

従業員が転勤や転職をし、異動先の事業所で引き続き特別徴収する場合

年税額75,000円の人が令和6年8月31日に退職し、転職先の事業所で9月から特別徴収を継続する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
75,000円	6,800円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

年税額(ア)75,000円

既に納入済みの額

今回納入する額

未徴収税額(ウ)55,800円=異動先の事業所で特別徴収する総額

徴収済額(イ)19,200円

異動届は、異動があつた日の翌月10日必着で提出してください。

異動先の事業所は「1. 特別徴収継続の場合」欄に記入して提出してください。既に御殿場市で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号をご記入ください。御殿場市での特別徴収が初めての事業所は、「新規」に○をつけてください。

指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。

異動元の事業所は左欄(矢印より上)に記入し、異動先の事業所に回付してください。従業員の個人番号は記載しないでください。

納付書の要否について番号を記入してください。月割額が不明な場合は通知を確認して頂くか、課税課にお問い合わせください。

給支支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 两年度
御殿場市長	給与特別徴収義務者	所在地	〒412-8601 御殿場市秋原483番地	特別徴収義務者指定番号	宛名番号	7000011		
令和6年9月1日提出	フリガナ	氏名又は名称	御殿場振興株式会社	担連所属	当給氏名	人事部給与担当 みくりや 花子		
	個人番号	個人番号	1234567890123	担連所属	当給氏名	みくりや 花子		
フリガナ	ハギワラ サブロウ	氏名	秋原 三郎	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		
生年月日	昭和38年2月2日	特別徴収税額(年税額)	75,000円	6月	2	1. 特別徴収継続		
個人番号		徴収済額	19,200円	9月	2	2. 一括徴収		
受給者番号	A-123	未徴収税額(ア)-(イ)	55,800円	R6年	3	3. 普通徴収(本人納付)		
1月1日現在の住所	御殿場市御殿場1-2-3			8月	3	選択した番号に対応する下欄もあわせて記入してください		
異動後の住所	同上			31日	3			
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者指定番号	法人番号	2345678901234	新しい勤務先へは、月割額 6,200円を				
新しい勤務先	〒412-0028	所在地	御殿場市御殿場100番地	担連所属	9月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	フリガナ	氏名	株式会社 御殿場サービス	氏名	富士山 良子			
	氏名又は名称	電話		電話	0550-83-1212 内線()			
2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があつたため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、				
理由	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	月分(翌月10日納入期限分)で納入します。				
3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため	※市町村処理欄			1. ()月済()月 退職() 普通徴収替			
理由	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				2. ()月済()月 退職() 一括徴収			
	3. 死亡による退職であるため				3. ()月済()月()月へ転勤			